平成２８年（フ）第４７７号
堺市堺区南島町２丁62番地
債務者　淡野藤治郎
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５０７号
堺市南区茶山台２丁２番５―306号
債務者　宮本　光子（旧姓照喜名）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
堺市美原区北余部550番地59
債務者　**乗**垣　満加
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
堺市堺区香ヶ丘町１丁７番６号　202号、前住所堺市堺区二条通３番８―104号
債務者　植松巳紀子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
長崎県長崎市坂本３丁目10番７号
債務者　野口　美奈
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
長崎県長崎市木鉢町２丁目759番地１
債務者　辻　　正則
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
鹿児島県指宿市十二町435番地
債務者　岡本　順一
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県指宿市十二町435番地
債務者　岡本美智子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第７０号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ａ２―24号
債務者　岩崎美智子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
青森県八戸市多賀台２丁目14番地　多賀台ヒルズＢ棟106
債務者　盛田真紀子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
千葉県館山市館山914番地の１　コーポアーバンⅡ201号
債務者　髙**橋**　健二
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第３１５号
川崎市宮前区平６丁目４番46号　大東プラントハイツ　206
債務者　城下　暁美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
富山県高岡市荒見崎64番地
債務者　布橋工務店こと　布橋　逸朗
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６５号
富山県高岡市荒見崎64番地
債務者　布橋　裕美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１０１号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南348番地17
債務者　松永　雄次
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第８０号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目８番16号
債務者　大鋸　睦美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８５号
北海道苫小牧市日吉町１丁目５番28号ハイツ日吉201
債務者　松川　亜紀
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４４号
秋田県北秋田市綴子字胡桃館２番地（58―2）、前住所秋田県北秋田市七日市字石倉岱３番地１
債務者　佐藤ノリ子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
秋田地方裁判所大館支部